

平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金  
「補助事業の手引き」の修正箇所について

H28.6.10 現在

掲載箇所	正	誤
10頁 6.(2)⑤	⑤ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、 <u>見積依頼書又は仕様確認書等を提示し、</u> 入手価格の妥当性を証明できるよう見積書をとってください。また、単価50万円(税抜き)以上の物件については原則として <u>書面記載の同一条件により</u> 補助事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積をとることが必要です。	⑤ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたって、 <u>同一条件を記載した見積依頼書・</u> 入手価格の妥当性を証明できるよう見積書をとってください。また、単価50万円(税抜き)以上の物件については原則として補助事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積をとることが必要です。
75頁 様式13表内	前年度までの補助事業に係る <u>全国中央会及び</u> 長野地域事務局への累積納付額	前年度までの補助事業に係る長野地域事務局への累積納付額
78頁 様式13の別紙3.	(2) 補助事業の成果に基づき取得した知的財産権等(特許権、実用新案権若しくは意匠権)の譲渡又は実施権の設定 <u>(有・無)</u> <u>(注)</u> 該当する項目に○印を付してください。いずれかに「有」を付した場合は次表を(※)にそって記入してください。	(2) 補助事業の成果に基づき取得した知的財産権等(特許権、実用新案権若しくは意匠権)の譲渡又は実施権の設定 <u>有 / 無</u> 該当する項目に○印を付してください。いずれかに「有」を付した場合は次表を(注)にそって記入してください。
86頁 (2)②	② 発注に際しては、 <u>見積書提出依頼(外注加工費、委託費を支出する場合)の写しや入手価格の妥当性を証明できる書類(単価50万円(税抜き)以上の物件等を発注する場合等)のほか、</u> 見積書、注文書・・・	② 発注に際しては、 <u>見積書提出依頼(参考様式3)の写し(機械装置費(単価50万円(税抜き)以上)、外注加工費、委託費を支出する場合)、</u> 見積書、注文書・・・
86頁 (2)⑦ 122頁 dも同様	⑦ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、 <u>「見積書提出のお願い」(参考様式3)又は物件等の仕様を確認できる書面を提示し、</u> 入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取ってください。また、 <u>単価50万円(税抜き)以上の物件等については、原則として書面記載の同一条件により</u> 補助事業者又は <u>見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積をとることが必要です。</u>	⑦ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、 <u>見積依頼書を提示し、</u> 入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取ってください。また、 <u>単価50万円(税抜き)以上の物件を購入する場合には、同一条件を記載した見積書提出依頼に基づき、資本関係のない2社以上の合見積を取ってください。</u>
121頁 (13) 4行目	精算払請求書受領後、 <u>全国中央会より</u> 当該補助事業者宛に精算払い(補助金額の振込)を行います。	精算払請求書受領後、当該補助事業者宛に精算払い(補助金額の振込)を行います。
126頁 ①18行目 128頁 (1)も同様	・・・承認を受けることで、補助金の一部に相当する金額を <u>全国中央会及び</u> 長野県地域事務局に納付する義務が免除されます。	・・・承認を受けることで、補助金の一部に相当する金額を長野県地域事務局が <u>指定する口座</u> に納付する義務が免除されます。
130頁 表内 131頁⑤	前年度までの補助事業に係る <u>全国中央会及び</u> 長野県地域事務局が指定する口座への累積納付額 F	前年度までの補助事業に係る長野県地域事務局が指定する口座への累積納付額 F
136頁 長野県書式	平成27年度補正ものづくり・商業・サービス <u>新展開支援</u> 補助金により	平成27年度補正 <u>中小企業・小規模事業者</u> ものづくり・商業・サービス <u>革新事業</u> に係る補助金により